⑸　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
㈠　利用定員が５人の場合	800単位
㈡　利用定員が６人の場合	666単位
㈢　利用定員が７人の場合	572単位
㈣　利用定員が８人の場合	500単位
㈤　利用定員が９人の場合	444単位
㈥　利用定員が10人の場合	400単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	266単位
ハ　看護職員加配加算㈢	
⑴　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（⑵に該当する場合を除く。）	
㈠　利用定員が30人以下の場合	201単位
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合	171単位
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合	132単位
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合	108単位
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合	93単位
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合	81単位
㈦　利用定員が81人以上の場合	72単位
⑵　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
㈠　利用定員が20人以下の場合	300単位
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合	240単位
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合	171単位
㈣　利用定員が41人以上の場合	132単位
⑶　主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	600単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	399単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	240単位
11　への共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	（新設）
イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合	181単位
ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位